

障害児支援の利用料の無償化について

2019年10月から障害児支援を利用する3歳から5歳までの
お子さんの利用料が無償になりました。

無償となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 市町村民税非課税世帯については、0歳児から5歳児まですでに無償となっています。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

※ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

【問合せ】 障害福祉サービス課（P.40参照）



障害児等を対象とする福祉制度等

1) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため訪問や外来
による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行います。

【事業内容】

- ① 自宅への訪問による相談、指導
- ② 通所による相談、指導（個別又はグループ）
- ③ 障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関への指導、助言

【事業を利用できる方】

- ① 市内在住の障害のある児童その他療育の必要な児童及びその保護者
（ただし、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害福祉サービス等を利用してい
る場合は対象外）
- ② 施設支援指導事業の対象者は、障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関

【指定実施機関（代表事業所）】

法人名	代表事業所名	事業所所在地	TEL	FAX	他の事業 実施場所
社会福祉法人 コスモス	コスモス地域福祉 活動センター えと	東区野尻町8番地4	288－ 1050	288－ 1717	堺区 北区 南区
社会福祉法人 堺あすなろ会	地域生活支援 センター フィットウェル	南区深坂南 119番地	242－ 6605	237－ 0900	中区
社会福祉法人 大阪府肢体 不自由者協会	障がい児通所支援 泉北ぴよんぴよん 教室	南区城山台5丁1-2 ファインプラザ大阪内	294－ 8113	294－ 8113	
社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	堺市立もず園	西区上野芝町2丁 4-1	279－ 0500	270－ 2126	
	堺市立つぼみ園	南区城山台5丁1-4	299－ 2031	299－ 2100	
NPO法人 ぴーす	ぴーすの児童デイ びころ	北区百舌鳥梅町 3丁39-32	242－ 7765	250－ 9061	
社会医療法人 ペガサス	ペガサス福祉 相談支援センター	西区鳳北町10丁 10番地	265－ 7788	265－ 7789	
社会福祉法人 こころの窓	青い鳥初芝教室	東区日置荘西町 4-36-11 伊勢住宅初芝1階	320－ 7898	286－ 2268	

【利用方法】

利用希望する場合は、上記の指定実施機関へ直接電話等で連絡してください。利用料
は無料です。

【問合せ】 障害支援課（P.40参照）

2) あい・ふぁいる～ 障害のあるこどもへの個別支援ファイル～

「あい・ふぁいる」は、支援をつなぎ広げるためのコミュニケーションツールです。支援が必要なこどもの保護者の方から「就学や進学等で、学校園が変わったり、進級して担任が変わったりするたびに、こどもの発達状況など初めから説明しなければなりません。」「何か改善策はありませんか。」という相談がよく寄せられます。堺市では、このような声にお応えし、乳幼児期から成人期に至るまでのライフステージに応じてその情報を記録し、次の機関に引き継ぐことにより、一貫した支援を受けることをめざして「あい・ふぁいる」を作成しました。「あい・ふぁいる」は、通われている小学校・中学校・支援学校のほか、教育センター等で配付しています。記録用シートは、市ホームページからもダウンロードできます。障害のあるこどもにとって、母子健康手帳のような成長記録ファイルとして活用していただければと思います。

【活用にあたって】

Q. 「あい・ふぁいる」とは？

A. 特別な支援を必要とするこどもたちの一人ひとりの育ちを大切に、乳幼児期から学齢期、青年期、そして成人期までのライフステージを通し、一貫した継続的な支援を受けられるように作成された冊子です。教育、保健、医療、福祉等に関する情報を記入し、それぞれの機関が本人に関する情報を共有し、支援のために活用します。ファイル形式になっているので、シートを並び替えたり、関係機関からの資料を差し込んだり、使いやすい形にアレンジすることができます。

Q. 何のためにつくるの？

A. 関係機関がご本人の状況を正確に把握し、適切な支援をすることができます。所属や支援機関が変わるたびに、保護者が同じ説明を繰り返すことなく、情報の引き継ぎを行うことができます。また、お子さんの成長の記録にもなりますし、将来の年金等の申請の対象になった場合に役立つ記録にもなります。

Q. 個人情報の管理はどうするの？

A. 「あい・ふぁいる」の管理は、保護者（又はご本人）が行ってください。関係機関・支援者が行う場合は、保護者（又はご本人）の同意を得たうえで、鍵のかかるところに保管するなど管理に十分注意して行います。また、活用する場合は、個人情報保護を厳守し、目的以外には使用しません。

【問合せ】 障害支援課（P.40参照）
教育委員会 支援教育課（P.40参照）



ー支援をつなぎ広げるためのコミュニケーションツールとしてー

基本セット	
・利用・活用にあたって	(1)
プロフィール	(2)
・本人の紹介	(3)
・生い立ち	(10)
・思いの書き	(4-1、4-2)
・年表	(5-1、5-2)
・福祉支援の記録	(6-1)
・受診歴・検査歴	(6-2)
・服薬の記録	(7)
・相談の記録	(7)
園・学・前	(8)
・この頃の本人の様子	(8)
・保護者の思い（2～4歳）	(9)
・思いの書き	(10)
・生活マップ	(11)
・生活の記録	(12)
小学校・小・学・部・へ	(13)
・この頃の本人の様子	(13)
・保護者の思い（就学にあたって）	(14)
・思いの書き	(10)
・生活マップ	(11)
・生活の記録	(12)
小・学・校	(15)
・この頃の本人の様子	(15)
・保護者の思い（小学校・小・学・部・1・2・年）	(16)
・思いの書き	(10)
・生活マップ	(11)
・生活の記録	(12)
小・学・校	(16)
・この頃の本人の様子	(16)
・保護者の思い（小学校・小・学・部・3・4・年）	(17)
・思いの書き	(10)
・生活マップ	(11)
・生活の記録	(12)
小・学・校	(17)
・この頃の本人の様子	(17)
・保護者の思い（小学校・小・学・部・5・6・年）	(18)
・思いの書き	(10)
・生活マップ	(11)
・生活の記録	(12)

障害児等を対象とする福祉制度等

障害児等を対象とする福祉制度等

- 中学校 - 中学部への引継ぎ事項

【中学校】

- この頃の本人の様子
- 保護者の思い（中学校 - 中学部）
- 思い出の写真
- 生活マップ
- 生活の記録

(18)

- (8)
- (19)
- (10)
- (11)
- (12)

- 中学卒業後、進路先への引継ぎ事項
- この頃の本人の様子
- 保護者の思い
- 思い出の写真
- 生活マップ
- 生活の記録

【成人期】

- 暮らしプラン (22)
- この頃の本人の様子 (8)
- 生活マップ (成人期) (23)
- 生活の記録 (12)

★シートが足りなくなったり、追加したいときは、
堺市ホームページからダウンロードできます。

★シートを追加したり、順番を変えたり、アレンジして
活用してもかまいません。

記入例

- ・本人の紹介
- ・年表
- ・福祉支援の記録
- ・相談の記録
- ・生活マップ
- ・生活の記録
- ・暮らしプラン（成人期）

本人の紹介

記入日 平成30年8月10日

ふりがな	さ か い	あ い	性別	生年月日
本人氏名	堺	あい	男(男)	H19年11月11日生まれ
愛称	あいちゃん		血液型	AB 型
ふりがな住所	〒590 0078 堺市堺区南瓦町3-1		自宅電話	(072)000-0000
			携帯電話	(090)△△△-△△△△
	氏名	堺 は な	続柄	母
緊急連絡先	連絡先	堺 商店 -母 常	電話	(072)×××-××××
	氏名	大 阪 五 郎	続柄	祖父
	連絡先	祖父 自宅	電話	(072)000-△△△△

家族構成（本人を左へ）

氏名	続柄	生年月日	備考（学校または勤務先）
堺 太郎	父	S42・ 1・ 10	株式会社 さかい
堺 は な	母	S44・ 3・ 30	増産店
堺 一郎	兄	H17・ 5・ 5	堺小学校
堺 二郎	弟	H23・ 8・ 8	増産有園
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

▶記入したとて住所や連絡先を変更した場合は、記入欄が不足したら、欄外に記入するが堺市ホームページで様式をダウンロードし、差し替えます。

年 表

◆選んだ保育園や学校、所属などを記載しましょう。

【就学前】

年齢	所属名（保育園、通所、幼稚園、保育所など）	その年の出来事・様子など
0 歳	なし	
1 歳	なし	アトピーでの通院や発熱も多かった
2 歳	ひびこ教室(月1回)	夏、ほしめでの海に大はしゃぎ！ 引っ込み思案で保育園で大々かかな
3 歳	増産有園	最初は意図的に泣くことが多かったが、お友達とも一緒に遊ぶようになってきた
4 歳		水が大好きでスイミングに通い始める おのれ世話も手伝ってくれる
5 歳		保育園最後の一年 運動会のかけっこ、ダンスに感動

【小学校・支援学校小学校部】

学年	学校名（支援学校）	その年の出来事・様子など
1 年	堺小学校 ○○学級	新しい友達もできて楽しく過ごしている。
2 年		宿題や毎日の用意も、自分でできるようになった。
3 年		家や学校、友達関係も少しずつの面倒をみるが得意に育ちました。
4 年		
5 年		
6 年		

福祉支援の記録

- ◆取調、利用開始、支給決定、更新などの時期を記載しましょう。等級や区分も記載して
- ◆利用している支援の内容がわかる「取調書」「取調書」などを、「決定通知書」などと、一緒にファイルしましょう。

手帳	年齢 (歳)	手当・年金	医療費関係
取得・更新時 種類・等級を記入	0	種類は下記を 参考に 参照に	種類は下記を参考に
	1		
	2		
障害手帳 B1	3		
↓	4		
障害手帳 A	5	特別児童扶養手当	重度障害者(児)医療費制度
↓	6	↓	↓
↓	7	障害児福祉手当	↓
↓	8	↓	↓
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		

※年金・手当の種類の：障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童手当、特別障害者手当、

都市重度障害者介護手当、都市外国人重度障害者特別給付金、

障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金、

※医療費関係：子ども医療費助成制度、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、

障害者医療費助成制度

年齢 (歳)	障害福祉サービスなど
0	
1	
2	
3	
4	
5	児童発達支援 5日 5時間
6	児童発達支援 5日 5時間
7	児童発達支援 5日 5時間
8	児童発達支援 5日 5時間
9	児童発達支援 5日 5時間
10	児童発達支援 5日 5時間
11	児童発達支援 5日 5時間
12	児童発達支援 5日 5時間
13	児童発達支援 5日 5時間
14	児童発達支援 5日 5時間
15	児童発達支援 5日 5時間
16	児童発達支援 5日 5時間
17	児童発達支援 5日 5時間
18	児童発達支援 5日 5時間
19	児童発達支援 5日 5時間

※障害福祉サービスの種類の

居宅介護（ホームヘルプ）、重症訪問介護、同行支援、行動支援、

療育介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、重症障害児等包括支援、施設入所支援、

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、

移動支援、ガイドヘルプ、日中一時支援（日中のショートステイ）、

（福祉型・医療型）障害児入所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、

施設後等サービス、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援

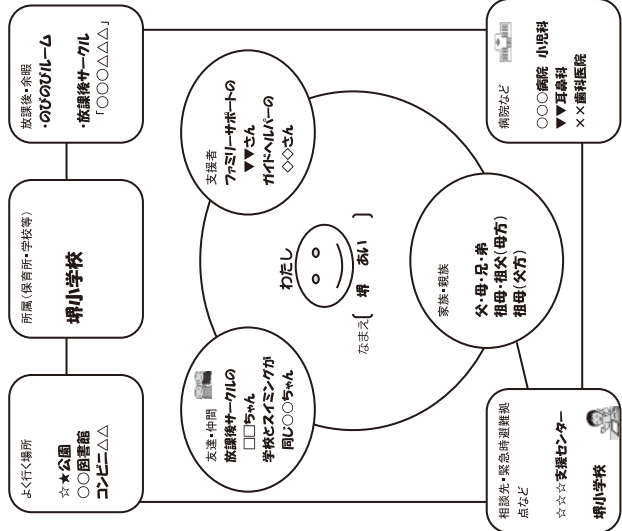
相談の記録

- ◆発達・子育て・生活などについて、保護者または本人が相談した時に記入しましょう。

H22年 10月 ～ H23年 3月	機 関 名：堺区地域福祉課児童相談室
	担当者名：△△ ○○さん
内容	保育所入所にあたって、期待していることや心配していることについて相談する。
担当の方	ひびく教室での子どもの様子を現に来てくれる。
H25年 9月 ～ 年 月	機 関 名：教育委員会 学校教育部
	担当者名：×× ○○さん
内容	就学相談の申込みをする。就学相談申込票を受け取り、相談日当日に持参し
	面談した。担当者が園での子どもの様子をみてくれた。その後、就学先に関する
	アドバイスと申込票が返送されてきた。
H25年 10月 ～ 年 月	機 関 名：☆☆☆支援センター
	担当者名：◆◆ ×× さん
内容	手帳の取得や、就学後の放課後支援や福祉サービスについて相談する。
	区役所での手帳などの仕事を教えてもらった。近所の放課後支援の申し込みをした。
年 月 ～ 年 月	機 関 名：
	担当者名：
内容	
年 月 ～ 年 月	機 関 名：
	担当者名：
内容	

生活マップ（子ども）

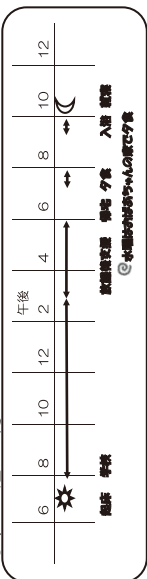
記入日 平成30年9月25日（ 9 歳）



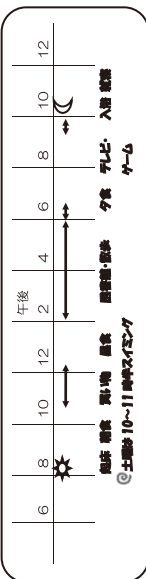
生活の記録

記入日 平成30年8月10日 (9 歳)

○平日の過ごし方



○休日の過ごし方



○1週間の過ごし方

◆余暇活動や医療機関、通っている場所などを記入しよう。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	学校	学校	学校	学校	学校	スイング	—
午後	学校 OVAL-6	学校 OVAL-6	教習等 テニス 祖父母宅	学校 OVAL-6	学校 OVAL-6	—	—

ライプツィヒ

記入日 平成**30**年 **8月15日** (**21**歳)

◆福祉サービスなどの支援計画もファイルしておきましょう。

住 宅	一人暮らし 在宅 入所 グループホーム など ケアホーム など	現在の状況	これから1週退室
住 居	生活困窮 者支援センター 利用	父母・大学生の弟の4人で、同居 (父所有のマンション)	25歳ぐらいにグループホームへ入りたい
生活困窮者支援センター 利用	学校 放課後・休日 活動 調養・免許 など	就労継続給付型に月一金、通所	本人は時々「働きたい」といって、できるか？
生活困窮者支援センター 利用	放課後・休日 活動 友達 など	平日は家で母と過ごす 週に1回、カイロヘルパーと外出 (食事で水脈巡りや吸気療法など)	平日に行く場所があれ ばよい
生活困窮者支援センター 利用	手当 年金 賃金 など	障害者年金年金1級	就労による所得が増え ればよい
生活困窮者支援センター 利用	成年後見 権利保護 など	利用なし 金銭の管理は父母が行っている	成年後見制度を利用し たほうがいいと言っているが、どうすればいいかわからない
生活困窮者支援センター 利用	訪問看護 医療機関との連携 など	〇〇病院(年一回診察) 〇〇診療所、〇〇△△の薬をもらっている(毎日服用) 服薬管理は母がしている	〇〇△△は一生の特権なので、ずっと同じ病院で見てもいい
生活困窮者支援センター 利用	サービス等利用計画 相談機関 相談する 人など	〇〇生活支援センターの 困った時に電話をする、教えてくれる	■さんかすゝと相談の つてくれるかが不安
生活困窮者支援センター 利用	ホームヘルプ ボランティア など	●●ヘルパー事業所と、△△ケア センターを利用(移動支援のみ)	身体介助に入浴までき るようになりたい
生活困窮者支援センター 利用	自立生活訓練など	使ったことがない	家族が嫌気の味だ、利用 できればと思う
生活困窮者支援センター 利用	ジョブコーチ 支援サービス など		

3) 補装具・日常生活用具

・補装具

身体上の障害や難病を原因とした身体機能の制限を補うため、次のような用具の購入・借受け・修理に要する費用の支給を行っています。

対 象 者	種 類	品 名
肢体不自由者	義肢	義足、義手
	装具	下肢、靴型、体幹、上肢
	車椅子	普通型、電動型など
	歩行補助つえ	松葉杖、カナディアンクラッチなど(一本杖を除く)
	その他	歩行器、姿勢保持装置
視覚障害者	眼鏡	矯正眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡
	その他	視覚障害者安全つえ、義眼
聴覚障害者	補聴器	高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式
肢体不自由者 及び音声言語機能 障害者	重度障害者用 意思伝達装置	重度障害者用意思伝達装置
障害児のみ	——	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

【必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・診断書、特定医療費(指定難病)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・登録者証(指定難病)等
- ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと本人確認のための証明書

【自己負担】

原則1割負担（世帯の所得状況によって負担上限月額があります）

所得区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般	市民税課税世帯	37,200円

【堺市独自の利用者負担減額制度について】

(1) 児童のみ、一般世帯で市民税所得割額の世帯の合計額が33,000円未満の場合は、負担上限月額を24,600円とします。(市民税所得割額は税率8%でなく6%で算定し、19歳未満の扶養親族がいる場合は、一定の額を控除します。)

(2) 同じ年度内で2回目以降の申請の場合は、自己負担上限月額を本来の2分の1の額とします。

【問合せ】 身体障害者手帳をお持ちの方は、
各区地域福祉課（P.39参照）
難病の方で、身体障害者手帳をお持ちでない方は、
各保健センター（美原区は地域福祉課）（P.39参照）

・日常生活用具

障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるように、必要に応じて次のような日常生活用具を給付しています。

【対象】 身体障害児

障害	等級制限	用具名	備 考
視 覚 障 害	2級	点字タイプライター	本人が就労・就学しているか、就労見込みであること
	2級	視覚障害者用体温計	学齢児以上、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	—	視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上
	—	点字器	情報の入手を主に点字によっている者
	—	点字図書	情報の入手を主に点字によっている者
	2級	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上
	2級	視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児以上
	2級	視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上
	2級	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	学齢児以上
	2級	ガスコンロ用地震感知安全装置	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	2級	音声にタグレコーダー	学齢児以上、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	2級	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者
聴覚 障害	—	聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能となる者
	2級	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	—	人工内耳用電池または充電池・充電器	現に人工内耳を装用している者
	2級	特殊便器	学齢児以上、ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
上肢機能 障害	2級	特殊便器	学齢児以上、ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
下 肢 ・ 体 幹 機 能 障 害	2級	入浴担架	3歳以上、入浴に介護を要する者に限る
	—	入浴補助用具	3歳以上、入浴に介護を要する者に限る。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く
	2級	便器	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
	1級	特殊尿器	学齢児以上、常時介護を要する者に限る
	2級	体位変換器	学齢児以上、下着交換時に介護を要する者
	2級	訓練椅子	3歳以上
	2級	移動用リフト	3歳以上、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
	1級	特殊マット	3歳以上、常時介護を要する者に限る
	2級	特殊寝台	
	2級	ベッドマットレス	

障害	用具名	備 考
そ の 他	透析液加温器	3歳以上、じん臓機能障害1級または3級であって、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）により透析療法を行う者
	収尿器	肢体不自由障害者又はぼうこう若しくは直腸機能障害者であって必要と認められる者
	ストマ用装具（蓄便袋）	直腸機能障害者であって、ストマを造設している者
	ストマ用装具（蓄尿袋）	ぼうこう機能障害者であって、ストマを造設している者
	紙おむつ等	3歳以上、ぼうこう又は直腸機能障害者であって、ストマ用装具を装着できない者であり、かつ給付を受けていない者又は6歳以前に発症した脳に起因する全身的な運動機能障害者であって排尿若しくは排便の意思表示が困難な者
	携帯用会話補助装置	学齢児以上、音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者
	人工喉頭	音声言語機能障害者であって、喉頭を摘出した者
	埋込型人工鼻	音声言語機能障害者であって、喉頭を摘出し、本製品の使用により発声が可能となる者
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害が2級以上の者であって、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパーソナルコンピュータの操作が困難な者
	移動・移乗支援用具	3歳以上、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、家庭内の移動等において介助を要する者。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で立位や歩行が不安定のため、頻繁に転倒する者
	歩行補助つえ（一本つえ）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で屋外の移動等において介助を必要とする者
	自動消火器	身体障害が2級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	ネブライザー	呼吸器機能障害1・3級又は同程度の障害者であって、必要と認められる者
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害1・3級又は同程度の障害者であって、必要と認められる者
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器又は心臓機能障害1・3級、又は同程度の障害者であって人工呼吸器の装着が必要な者
	人工呼吸器用外部バッテリー	呼吸器又は心臓機能障害1・3級、又は同程度の障害者であって24時間人工呼吸器の装着が必要な者

【対象】 知的障害児・精神障害児

用具名	備 考
特殊マット	3歳以上、重度の知的障害児
特殊便器	重度の知的障害児であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（学齢児以上。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
火災警報器	重度の知的障害児であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
自動消火器	重度の知的障害児であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
頭部保護帽	重度の知的障害又は精神保健福祉手帳の等級が1級の児童であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者

【対象】 難病患者

用具名	備 考
特殊寝台	寝たきりの状態である者
特殊マット	寝たきりの状態である者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態である者
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害がある者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
便 器	常時介護を要する者、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
特殊便器	上肢機能に障害がある者、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者
人工呼吸器用外部バッテリー	24時間人工呼吸器の装着が必要な者
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害がある者

【自己負担】

原則1割負担（世帯の所得状況によって負担上限月額があります）

所得区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般	市民税課税世帯	24,000円 （ストマ用装具・紙おむつ等は2ヶ月あたり）

【問合せ】 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、各区地域福祉課（P.39参照）
精神保健福祉手帳をお持ちの方又は、難病の方で、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない方は、各保健センター（美原区は地域福祉課）（P.39参照）

4）難聴児特別補聴器の購入に要する費用の支給

身体障害者手帳の交付の対象にならない中等度及び軽度の難聴児に対し、言語訓練及び生活適応訓練を促進するために補聴器、イヤモールドの購入及び補聴器の修理に要する費用の支給をしています。

【自己負担】 原則1割負担（生活保護世帯・低所得世帯は自己負担なし）

【問合せ】 各区地域福祉課（P.39参照）

5）車いすの貸出

堺市内在住で怪我や病気・障害により通院や通学・レクリエーションなど一時的に車いすを必要とされる方に、最長6ヶ月間無料で貸出を行っています。台数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

【問合せ】 社会福祉協議会 地域福祉課（P41参照）

6）児童福祉法に基づく障害児支援

障害のある児童が身近な地域において年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、児童福祉法が改正され、平成24年4月から、児童福祉法に基づく障害児支援が実施されています。詳細の事業内容は下記の表のとおりです。

支援の種類		支援内容
障害児 通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活の適応のための支援を行います。また、児童発達支援センターではこれにあわせて治療を行います。
	放課後等 デイサービス	就学児童を対象に、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。学校との連携・協働による支援を行うとともに、多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。
	保育所等 訪問支援	児童発達支援を行う施設・事業所などの訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校など児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児など外出することが困難な障害児を対象に、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う施設・事業所などの訪問支援員が、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得などを行います。
障害児相談支援		児童福祉法における障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成します。支給決定前の計画案作成や支給決定後の計画作成（障害児支援利用援助）及び支給決定後のモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。
障害児 入所支援	医療型障害児 入所施設	障害児を保護するとともに、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
	福祉型障害児 入所施設	障害児を保護するとともに、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

* 中学卒業後、高校に進学していない児童に関しては「放課後等デイサービス」の利用はできません。「児童発達支援」をご利用ください。また、高等専修学校で高校卒業の資格が得られるコースの場合は、「放課後等デイサービス」の利用は可能です。



【障害児支援を利用したときにかかる費用（利用者負担）について】

児童福祉法に基づく障害児支援を利用した場合、所得に応じた利用者負担額を支払います。ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額となります。残りの額は市などが負担するしくみです。

【利用者負担額】

所得区分	対象者	利用者負担額（月額） ＜ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額＞
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1 （※）	居宅で生活する18歳未満の障害児	4,600円
	居宅で生活する18歳以上の障害者 及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市民税課税世帯に属する方で、 「一般1」以外の方	37,200円

※一般1：市民税課税世帯に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が16万円（18歳未満の場合は28万円）未満の方

イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得割額が28万円未満の方

※市民税所得割額は税率8％でなく6％で算定し、19歳未満の扶養家族がいる場合は一定の額を控除します。

【利用者負担の上限額管理について】

上記の表の金額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、費用の1割に相当する額が上記の表の金額を超えることが見込まれる方については、事業所が利用者負担の上限額管理を行います。

【あなたの上限額管理事業所は？】

①通所受給者証(ピンク色)の（四）障害児相談支援給付の支給内容の「モニタリング期間」の欄をご確認ください。

- ・『毎月ごと』の記載がある方 →相談支援事業所が上限額管理事業所となります。
- ・それ以外の方 →②へ

②通所受給者証(ピンク色)の（五）利用者負担に関する事項の「利用者負担上限額管理事業所名」の欄に記載されている事業所が上限額管理事業所となります。

※対象利用者にサービスを提供する事業所が複数ある場合は、原則として契約日数の多い事業所が上限額管理事業所となります。

【障害児通所支援（保育所訪問支援を除く）の支給量について】

市では、障害児通所支援の種類ごとに、勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めています。また、複数サービスを利用する場合は、複数サービスを合わせた支給量が適切な量となるように決定しています。なお、原則23日を支給量の上限としています。

障害の状況及び家族の状況等により、適切で効果的な指導及び訓練が24日以上必要な場合は、障害児支援利用計画案（セルフプランを含む）にその理由や状況が記載されている必要があります。

・障害児相談支援について

【障害児相談支援とは】

必要なサービスを安心して受けられるよう、障害児相談支援事業所に「障害児支援利用計画」の作成を依頼し、サービスの組み合わせや事業所の選定などについて支援してもらうことができます。

サービスの申請時には「障害児支援利用計画案」の提出が必要となりますが、指定障害児相談支援事業所に頼まず、保護者が利用計画を作成することもできます（セルフプラン）。この場合、障害児通所支援事業所の利用調整は自分で行うことになります。またサービス開始後のモニタリングはありません。

【支援の内容】

障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、下記の業務を行います。

- ①日常生活に関する利用者の希望等を聞き、「障害児支援利用計画」を作成する。
- ②利用者の意向に沿ったサービスが提供されるよう、事業所等との連絡調整を行う。
- ③サービスが適切に提供されているかを定期的に確認し、「障害児支援利用計画」を見直す。

【障害児支援利用計画案とは】

利用者固有の悩みや、それを補うサービスの組み合わせが明記された「障害児支援利用計画案」が障害児相談支援事業所等により作成されます。利用しているすべてのサービスが盛り込まれますので、各事業所の役割分担と共通目的が見えやすくなります。



【障害児支援利用計画案の作成後について】

「障害児支援利用計画案」には、障害児やその家族等の望む生活を実現するための支援方針が書かれています。市はこの計画案を参考にしてサービスの支給決定を行います。

その後、障害児相談支援事業所等が支給決定の内容に合わせて「障害児支援利用計画」を作成し、利用者と各事業所に交付します。各事業所はこの計画を参考に個別支援計画を作成します。

【障害児支援利用計画案の提出が必要となる障害児通所支援の種類】

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援（必須）

※障害児入所支援については、子ども相談所の専門的な判断に基づくものであることから、障害児相談支援の対象外となります。

【手続き等の問合せ】 各区地域福祉課（P.39参照）
各保健センター（P.39参照）
子ども相談所（P.40参照）



7) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」が施行されました。これは、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活をより総合的に支援するためのものです。

種類	サービスの名称	内容	障害児の利用
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	可
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の補助などを行います。	
	行動援護	知的障害や精神障害により判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間（夜間も含めて）、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由や行動障害により、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	15歳以上で、子ども相談所の通知があれば支給決定する場合があります。
	療養介護	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	15歳以上で、子ども相談所の通知があれば支給決定する場合があります。
訓練等給付	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。	
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	就労以降支援等の利用後に一般就労へ移行した方に、就職後の生活リズム、家計や体調の管理などに関する連絡調整や指導・助言の支援を行います。	
	自立生活援助	障害者支援施設等の利用後に一人暮らしを希望する方に、定期的な訪問を行い必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	15歳以上で、子ども相談所の通知があれば支給決定する場合があります。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活をする住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談などの日常生活の援助を行います。	

【障害福祉サービスを利用したときにかかる費用（利用者負担）について】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用した場合、所得に応じた利用者負担額を支払います。ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額となります。残りの額は市などが負担するしくみです。

【利用者負担額】

所得区分	対象者	利用者負担額（月額） ＜ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額＞
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1 （※）	居宅で生活する18歳未満の障害児	4,600円
	居宅で生活する18歳以上の障害者 及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市民税課税世帯に属する方で、 「一般1」以外の方	37,200円

※一般1：市民税課税世帯に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が16万円（18歳未満の場合は28万円）未満の方

イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得割額が28万円未満の方

※世 帯：住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

※市民税所得割額は税率8％でなく6％で算定し、19歳未満の扶養家族がいる場合は一定の額を控除します。

・高額障害児入所給付費、高額障害児通所給付費、高額障害福祉サービス費について

同一世帯で複数の方（きょうだいなど）が、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用したり、1人の方が障害児通所支援・障害福祉サービスなどを利用した際に、1か月の利用者負担額の合計が、世帯の基準額を超えた場合は、超えた金額を払い戻します。

【世帯の範囲】

種 別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳は除く）	障害のある方（本人）とその配偶者
18歳未満の障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	住民票上の世帯

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

○ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○ 総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

○ 補装具費の利用者負担額

○ 児童福祉法に基づく「障害児（入所・通所）支援」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

【手続き等の問合せ】 各区地域福祉課（P.39参照）

各保健センター（美原区は地域福祉課）（P.39参照）

その他、障害児等を対象とする福祉制度等があります。詳しくは「障害福祉のしおり」をご覧ください。

（編集・発行：堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）

8) 障害児施設入浴サービス

自宅での入浴が困難な障害児に、施設で入浴（送迎付）が受けられるサービスを提供します。対象者は、身体障害者手帳または療育手帳を交付されている者、かつ、特別支援学校の中学部若しくは中学校に通学している障害児、又はこれらを卒業した方のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。

【自己負担】

基本的にはサービス料の1割ですが、所得に応じた負担上限（月額）を設けています。

対 象 者	負担上限月額
（1）生活保護受給世帯に属する方	0円
（2）市民税非課税世帯に属する方で、本人（18歳未満の場合は保護者）の収入が年間80万円以下の方	
市民税非課税世帯に属する方で、（2）に該当しない方	
市民税課税世帯に属する方	4,000円

【問合せ】 各区地域福祉課（P.39参照）

9) 地域生活支援拠点等の事業所（緊急時の受け入れ・対応）

在宅で生活する障害者児が、介護者の急病等により、在宅での生活が一時的に困難になる場合等の緊急時の対応として、地域生活支援拠点等の機能（緊急の受け入れ・対応）を担う短期入所事業所を認定しました。

緊急時においては、下記の堺市地域生活支援拠点等を担う短期入所事業所にご相談ください。

原則、障害福祉サービスの短期入所（ショートステイ）のサービス決定を受けている必要があります。

事業所名	所在地	電話	FAX
社会福祉法人南湖会泉嶺ホーム	中区平井482番地	227-0374	277-0325
ショートステイあかね	東区日置荘西町8丁1番1号	286-2260	286-2268
ショートステイうてな	西区草部775-2	275-3660	275-3661
総合生活支援センターそら／ ショートステイそら	南区梅202番地9	291-2628	291-2629

※計画相談支援をご利用の方は、まずは指定特定相談支援事業所の担当の計画相談支援員にご相談ください。



10) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、全国一律の自立支援給付とは別に、地域での生活を支える様々な事業について地域の特性に応じた柔軟な事業形態により実施するものです。

堺市では、次の事業を実施しています。主に障害児が対象となるものを列記しています。

・移動支援事業(ガイドヘルプサービス)

屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、外出の際の移動を支援します。堺市では、所得にかかわらず一定時間数までの利用については無料(=堺市独自の「無料ゾーン方式」)とし、それを超える利用時間数のみについて30分あたり80円の負担が発生する仕組みとすることで、利用者の負担軽減、社会参加の促進を図っています。

区分	無料ゾーン	1割負担 (30分あたり80円)
18歳未満の障害児(就学前の児童を除く)	10時間	20時間まで (8月のみ40時間)

※市民税非課税世帯の場合は、1割負担はありません。

・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護を利用する障害者を対象に、大学などに修学する際の通学及び大学などの敷地内における身体介護などの支援を実施します。

・日中一時支援事業

短期入所(ショートステイ)のうち宿泊を伴わないもの(いわゆる「日帰りショートステイ」)について、地域生活支援事業の1つとして位置付け実施しています。

【利用者負担】

原則1割負担(世帯の所得状況によって負担上限月額があります)

所得区分	対象者	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般	市民税課税世帯	4,000円

【対象者】

宿泊を伴う短期入所(ショートステイ)の支給決定を受けている方

【問合せ】各区地域福祉課(P.39参照)

各保健センター(美原区は地域福祉課)(P.39参照)

・意思疎通支援事業

聴覚障害のある方に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。

堺市では上記に加え、平成22年10月から「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段ご利用のホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられる環境を確保することを目的としたものです。

*施設入所者(児)、就学前の児童については対象外です。

・意思疎通支援事業

利用者自らがプログラムや活動を選択し、個人のニーズにあわせて自由に気軽に利用できる日中活動の場を提供するとともに、日常生活相談を行いながら、生きがいづくりなどの支援を実施しています。

・生活訓練等

日常生活に必要な訓練などを行うことにより、生活の質的向上を図ります。

・社会参加支援

スポーツ、芸術文化活動などを行い、社会参加を促進します。

障害児支援・障害福祉サービス体系

